

神栖市 揺れやすさマップ



生命、財産は自ら守る

神栖市では、今後市内で起こりうる地震について市民の皆さまに関心と知識をも持っていただき、日頃からの備えをしていただくことを考え、「揺れやすさマップ」を作成しました。



マップに関するお問い合わせ先

神栖市都市整備部開発指導課：〒314-0192茨城県神栖市溝口4991-5
TEL 0299-90-1155（直通）
FAX 0299-90-1114

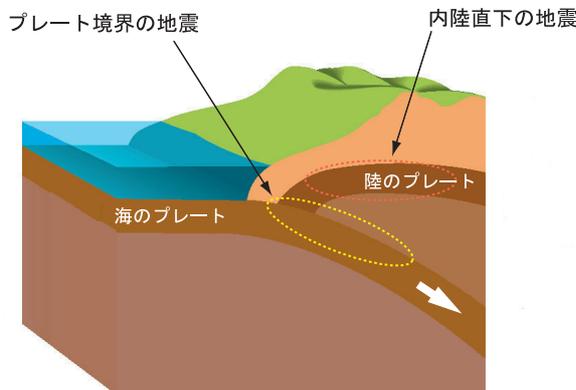
地震のメカニズム

地球の表面は十数枚の「プレート」という固い岩石の層におおわれています。このプレートは大陸や海をのせてゆっくり動いています。これらのプレート同士がぶつかったり、押し合ったりして、プレートに力が加わります。これが地震のおもな原因です。

さらに細かく見てみると、地震が起こる場所や起こる原因などによっていくつかのタイプがあります。代表的なものとしてはプレート同士の境目付近で起こる海溝型地震や活断層で発生する地震などです。

プレート境界の地震

海のプレートが沈みこむときに、陸側のプレートを一緒に引きずり込みます。この時、陸のプレートがその力に耐えきれず、元に戻ろうとする時に地震が発生します。このような地震は数十年～数百年の間隔で発生しており、大正12年（1923年）の関東大震災、また現在、発生が心配されている東海地震、東南海・南海地震がこれに該当します。



内陸直下の地震(活断層で発生する地震あるいは地表に現れていない断層で発生する地震)

海のプレートが陸のプレートを押すことで、海や陸のプレート内に様々な力がかかり、プレート内の弱い部分が破壊され、地震が発生します。

陸側の浅いプレート内で起こる地震（内陸直下の地震）は、人が多く住んでいる場所のすぐ下で起こることもあり、その場合は大きな被害が生じます。平成7年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）や平成16年（2004年）の新潟県中越地震は、このタイプの地震です。

※日本はなぜ地震が多いのか？

日本列島はユーラシア、太平洋、北アメリカ、フィリピン海の各プレートに取り囲まれていて、日本列島はこれらのプレート境界付近や内陸の直下で多数の地震が発生しています。マグニチュード6以上の地震の場合、世界の約20%が日本周辺で発生しています。まさに世界有数の地震国です。

県内の主な地震

現在までに、神栖市に影響を及ぼしたと想定される主な地震の発生状況は以下のとおりです。

年月日	震源地	マグニチュード	県内最大震度	被害状況(県内)
明治28. 1.18 (1895)	利根川下流域	7.2	—	圧死者4、負傷者34、全壊家屋37
大正12. 9. 1 (1923)	関東南部(関東大震災)	7.9	4	死者5、負傷者40、全壊家屋517、半壊家屋681
昭和 5. 6. 1 (1930)	那珂川下流域	6.5	5	水戸外で小被害
昭和 6. 9.21 (1931)	埼玉県中部(西埼玉地震)	6.9	5	負傷者1、半壊家屋1
昭和13. 5.23 (1938)	磐城沖	7.0	5	県北部で小被害
昭和13. 9.22 (1938)	鹿島灘	6.5	5	県内で僅少被害
昭和13.11. 5 (1938)	磐城沖	7.5	5	県内で僅少被害
昭和62.12.17 (1987)	千葉県東方沖	6.7	4	負傷者24、家屋の一部破損1,252
平成12. 7.21 (2000)	茨城県沖	6.4	5弱	県内で住家一部損壊2棟
平成14. 2.12 (2002)	茨城県沖	5.7	5弱	負傷者1、建物被害12棟
平成14. 6.14 (2002)	茨城県南部	4.9	4	負傷者1、建物被害8棟、塀倒壊5
平成15.11.15 (2003)	茨城県沖	5.8	4	負傷者1
平成17. 2.16 (2005)	茨城県南部	5.4	5弱	負傷者7
平成17.10.19 (2005)	茨城県沖	6.3	5弱	負傷者1

(「神栖市地域防災計画」及び「茨城県耐震改修促進計画」より)

神栖市建築物耐震改修促進計画を策定しました！！

神栖市建築物耐震改修促進計画は、今後予想される災害に対して、市民の生命、財産を守ることを目的としています。

● 計画の期間

平成21年度から平成27年度までの7年間

● 対象とする建築物

本計画の対象となる建築物は、神栖市内にある**住宅**及び**特定建築物**のうち、昭和56年5月31日以前に建築された建築物とします。

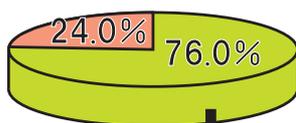
※特定建築物とは、多数の者が利用する一定規模以上の建築物（学校、病院、店舗等）、危険物の貯蔵・処理施設のうち、一定数量以上の危険物を扱う建築物、緊急輸送道路沿道の建築物のうち、道路を閉塞する恐れのある建築物。

● 耐震化の現状と目標

市内の耐震化率の現状は以下のとおりです。



住宅



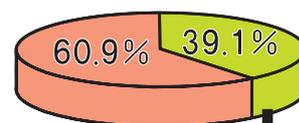
目標 90%

民間特定建築物



目標 90%

市有特定建築物

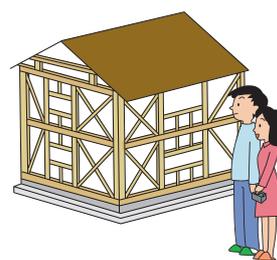


目標 90%

当市における平成27年度までの耐震化の目標を、国の基本方針及び茨城県耐震改修促進計画に基づき、90%とします。

● 耐震診断及び耐震改修を促進するための施策

市は、県と連携しながら建築物の耐震化に関する責任が所有者にあることを自覚してもらえるよう意識啓発を進めます。また、所有者等の取り組みをできる限り支援するため、所有者等が耐震診断や耐震改修にかかる負担軽減のための支援策や税の優遇措置等についての周知を図り、耐震化促進に取り組んでいきます。



神栖市木造住宅耐震診断費補助制度

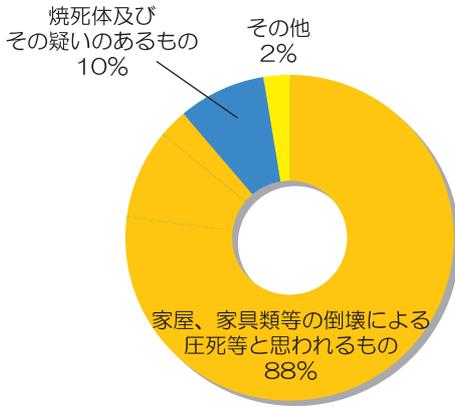
市では、木造住宅の耐震診断に対する補助として、「神栖市木造住宅耐震診断費補助制度」を平成20年4月から実施しています。

補助の対象となる建築物

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 市内にある木造住宅 | <input type="checkbox"/> 平屋建て又は2階建て |
| <input type="checkbox"/> 所有者が市民であり、居住していること | <input type="checkbox"/> 一戸建ての専用住宅又は併用住宅 |
| <input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前に着工していること | |

地震による被害を防ぐためには

阪神・淡路大震災の死亡原因の内訳



平成7年度版「警察白書」

- 阪神・淡路大震災での死者の約9割は、**住宅・建築物等の倒壊や家具等の転倒による圧死**でした。
- 特に倒壊等の被害が大きかったのは、**昭和56年5月31日以前**に建てられた建築物でした。



倒壊した被災住宅
平成7年度阪神・淡路大震災

- 近年では、新潟県中越地震や福岡県西方沖地震はもとより、新潟県中越沖地震や岩手・宮城内陸地震などの大規模地震が全国で頻発し、多くの被害が発生しています。**我が国では、大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況**にあります。

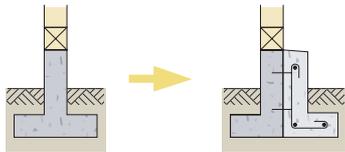
大地震から自らの生命・財産を守るためには、**建築物の耐震化や家具の固定などの対策が効果的です。**

木造住宅の耐震化（例）

木造住宅の耐震化には以下のような補強方法があります。

基礎の補強

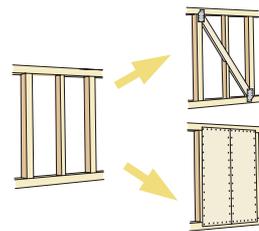
無筋のコンクリート基礎に鉄筋入りの基礎を増設し、基礎を補強するなどの工法があります。



部材の接合、耐力壁の設置

木造住宅は、壁、柱、梁が一体となって地震に耐えるようになっています。これらの接合が外れると住宅は、倒壊、大破してしまいます。これを防ぐには、接合部を金物でしっかり補強することが重要となります。

また、筋かいや構造用合板が入った耐力壁を建物全体にバランスよく配置することによって地震力に抵抗させることができます。



住宅・家具の地震対策（例）

家の外の安全対策

屋根: 不安定なアンテナや、屋根瓦は補強しておきましょう。

ベランダ: 植木鉢は落下しないよう低い位置に置き、常に整理整頓をしましょう。

窓ガラス: 飛散防止フィルムを貼りましょう。

フロック扉: しっかりと点検、補強をしましょう。

フロパンガス: 鎖でしっかりと固定しておきましょう。



家具の固定

屋内における家具、タンス、食器棚、書棚、商品棚など、地震の揺れにより転倒・移動して負傷者が発生することを防止するため、家具や棚等を固定しましょう。

転倒防止

扉開放防止

